

はじめませんか？
ひとりでもあんしん・老いじたく

高齢者あんしん 生活支援事業

入院や福祉施設入所の
保証人になってくれる人は
いますか？

銀行の手続きや
福祉サービスの契約などを
手伝ってくれる人はいますか？

権利擁護センターあだち

社会福祉法人
足立区社会福祉協議会

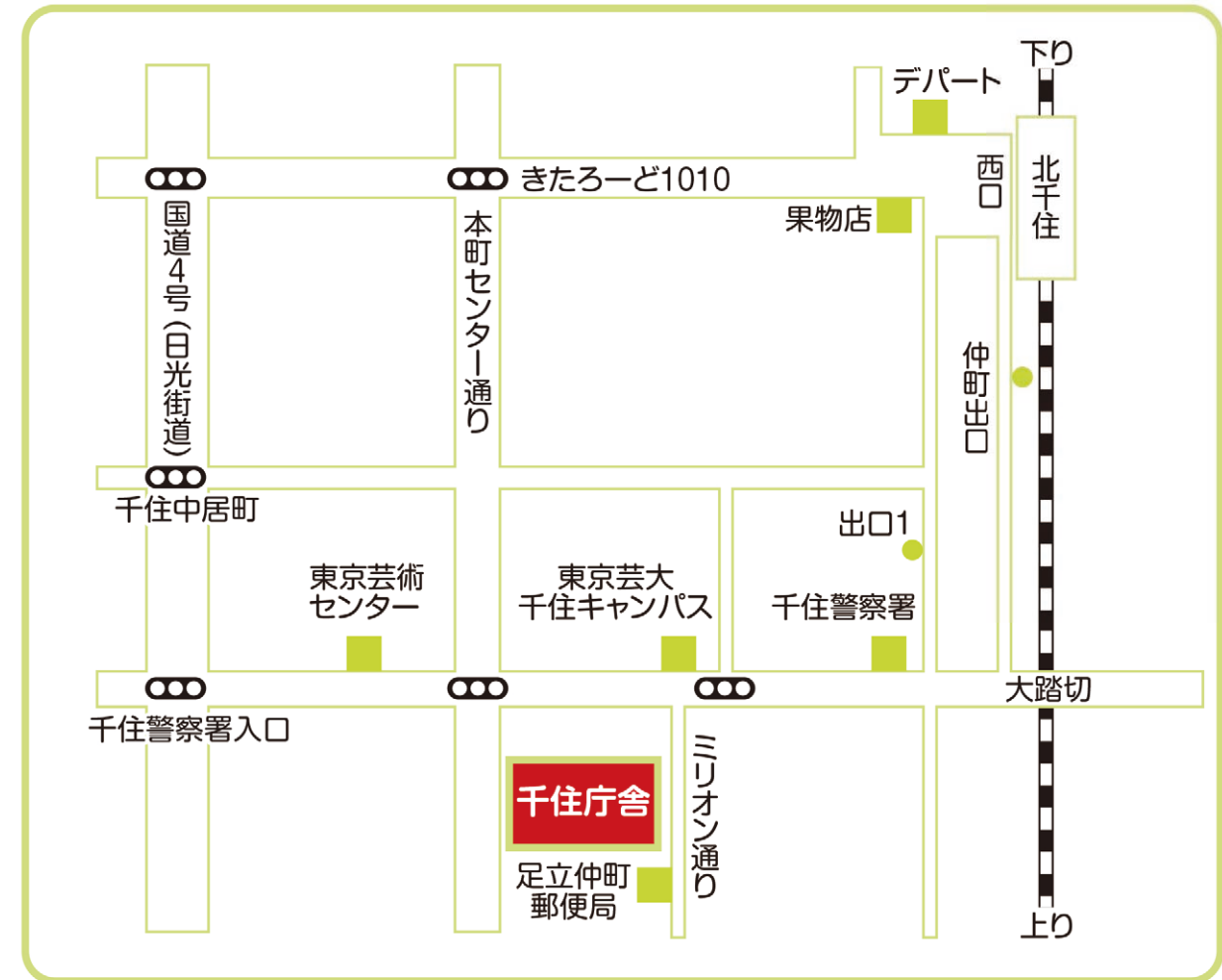


権利擁護センターあだち (社会福祉法人 足立区社会福祉協議会)

〒120-0036
東京都足立区千住仲町19-3 (千住庁舎2階)

電話：03 (5813) 3551
FAX：03 (5813) 3550

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝祭日を除く)



JR・東京メトロ・東武スカイライン・つくばエクスプレス
「北千住駅」西口から徒歩約10分

ご相談・お問合せは…

基本サービス



月1回の電話、半年に1回の訪問で、ご様子を伺います。

あんしんサービス

入院時



- ・預託金に基づく保証人に準じた支援を行います。
- ・緊急入院した際の指定連絡先への連絡を行います。
- ・入院セットのお届け・入院費用の支払いをします。
- ・入院や医療説明時の同席をします。
- ・電気・ガス・水道等の休止手続きを行います。

施設入所時



- ・預託金に基づく保証人に準じた支援を行います。
- ・入所や重要な説明が行われるときの同席や契約の立会いを行います。

生活支援サービス



- ・預貯金の払戻しをします。
- ・郵便物の確認や区役所の手続きなどを代行します。
- ・弁護士・司法書士等専門家への仲介を行います。

書類等預かりサービス



通帳・権利証・年金証書など重要書類のお預かりをします。
※但し、貴金属や期間管理や頻繁に出入があるものは除外します

ご逝去後は、遺言執行者の依頼に基づいて



預託金から火葬費用などの支払を行います。
遺言執行者の要請による葬儀・埋葬などの死後事務支援を行います。
遺言執行には、謝礼が発生します。
謝礼の金額は、公正証書遺言に基づき、残った財産から支払われます。

主なサービス内容

利用できる方



足立区在住で(※1)、契約内容をしっかりと理解できる65歳以上のひとり暮らしの方で、原則、以下の条件をすべて満たす方

- 支援可能な親族がない
- 資産（居住用不動産(※2)を除き、未相続財産を含む）が3,000万円以下
- 住民税が非課税、または課税総所得金額が160万円以下
- 不動産収入がない
- 負債がない

※1 住民票が足立区にあり、実際に足立区に居住している方が対象です。
 ※2 現在、実際にお住まいの住宅のことです。

利用条件に当てはまらない方には、他制度のご紹介をさせていただきます。

費用

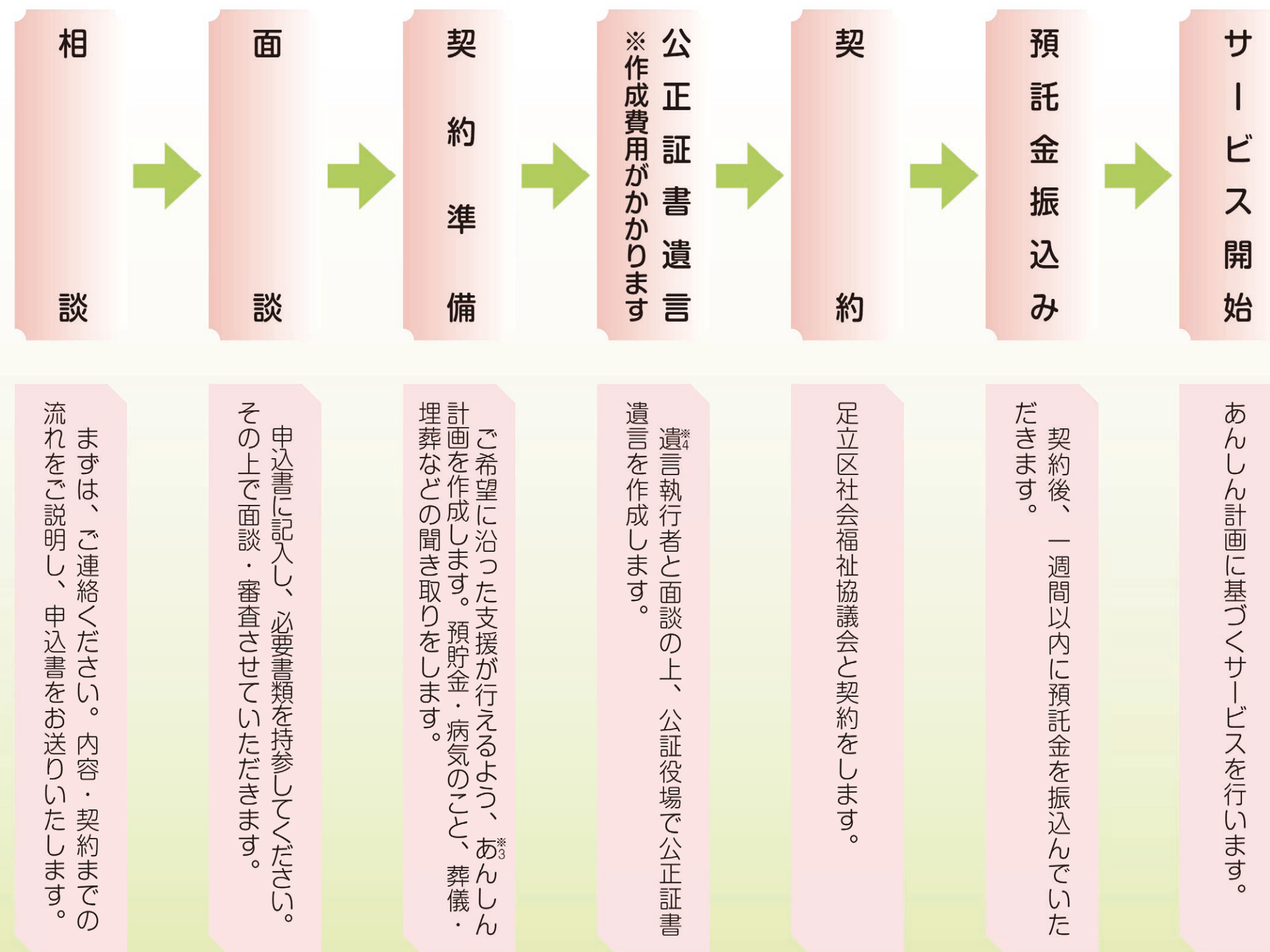


①預託金	52万円（施設入所の場合、入所費用の3か月分が加算されます） 預託金は、判断能力の低下等により入院・入所費用の支払いができなくなった場合、その費用を支払うために契約時にお預かりするお金です。契約終了時に残金は返金いたします。
②年会費	2,400円（4月～3月）
③あんしんサービス	1,000円（1回ごと）
④生活支援サービス	1,000円（1時間ごと） 1時間を超えた場合には、30分までごとに500円を加算いたします。
⑤書類等預かりサービス	1,000円（1か月ごと）

※③④については、支援場所が区外へ及び場合及び支援中に移動があった場合には、別途交通費が必要です。
 ※上記本事業にかかる費用の他、公正証書遺言作成費、葬儀・埋葬代（生前契約を行う場合）や諸経費がかかります。

ご利用までの流れ

契約準備から契約までは約4か月程度かかります



※3 あんしん計画とは
判断能力の低下を想定し、利用者様の要望や依頼（施設入所・入院時等の連絡先・準備、医療・治療に関する意向、葬儀・埋葬等の意向など）を基に援助の内容と方法を詳しく定めたものです。いざそのような事態が生じた場合に「あんしん計画」に定められた範囲で当センターが支援を行います。

※4 遺言執行者とは
本事業に賛同し、足立区社会福祉協議会と協力して死後事務が行える弁護士・司法書士等の専門職。

Q&A こんな時は…

Q 体調が悪く来週入院です。保証人がいませんがすぐに利用できますか？

A 公正証書遺言作成などで時間が必要な為、すぐには利用できません。できるだけ元気なうちにご相談ください。

Q 将来、認知症になってしまっても支援を受けられますか？

A すでに認知症などで判断能力が不十分な方との契約はできませんが、契約後判断能力が低下した場合は、成年後見制度、他の制度につなぐ支援をさせていただきます。